

令和3年9月10日（金）午前9時30分より、9月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
- 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
- 議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
- 議案第6号 あっせん申し出について
- 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
- 議案第8号 大刀洗町農業委員会会議規則の改正について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- 報告第2号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考結果について
- その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和3年10月8日（金） 午前9時30分より

【出席委員】

1番	溝上勝久	2番	長野信光	3番	白石和寿	4番	手嶋竜一
5番	黒岩正秋	6番	棚町豊	7番	中原 實	8番	牟田直行
9番	中村順治	10番	樋口安子	11番	柳 繁彰		
12番	秋吉一男	13番	平田美穂	14番	井口正信	15番	廣瀬重徳
16番	棚町貞良	17番	今村敏和	18番	河野政之	19番	松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は9番、10番の方をお願いします。

事務局 佐々木 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名9番、10番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について
議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について
議案第6号 あっせん申し出について
議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
議案第8号 大刀洗町農業委員会会議規則の改正について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考結果について
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は物流倉庫建築になります。農振除外の手続きがなされたものです。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。倉庫1棟と従業員用駐車場7台分の計画です。雨水は南側の集水枿から既存の水路に放流される計画です。なお、上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはL型擁壁とコンクリートブロックを新設されます。資金計画、見積書等は確認しております。なお、水利承諾が条件付きの承諾となっており、①排水経路については計画通り施行し、変更しないこと②排水先において問題が生じて、甲条区は一切責任を負わないこととする③近隣農家等に迷惑を及ぼした場合は、責任をもって解決すること④今回の排水経路の改修等において地元負担金が発生した場合には支払いについて都度協議するものとする内容です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは直前まで申請書類が不足していたためなしということになっています。皆さんから何かありませんか。

6番 棚町委員 水利承諾の条件ですと甲条区の田や水路について問題が生じて甲条区は一切責任を負わないということになるのではないですか。

事務局 佐々木 開発を承認したことにより豪雨等の災害で何かしらの問題が生じたとしても責任が甲条区にある訳ではないということを示したかっただけで、水路等に関して甲条区が一切責任を負わないという訳ではありません。

6番 棚町委員 ここからの水路は下の方に行くにつれて幅が狭くなっています。大雨の時などは溢れる勢いになっておりますが大丈夫なんでしょうか。

事務局 佐々木 甲条区もそのような不安があるからこそそのような条件を付けられています。町にも要望書を提出されております。今すぐどうこうは難しいですが、将来的には水路の整備やため池の改修などが実施されることにはなると思います。

6番 棚町委員 こちらで流される水はため池に入っていくことになるんですね。

事務局 佐々木 今回の開発で水路に流れる分に関してはため池には入りません。実際に水路やため

池の担当と私共で歩いて確認をしております。今回の排水は最終的には大刀洗川に流れ着きます。

- 6 番 棚町委員 どの水がため池に流れて、どの水が川に流れることになるんでしょうね。
- 議長 柳 他に皆さんからなければ私からもよろしいでしょうか。開発の方では緑地は何㎡から必要となるのでしょうか。また、調整池は必要ないのでしょうか。
- 事務局 辻 緑地は3,000㎡以上の開発に対し3%以上を設けることとされています。調整池は開発審査の方で必要かどうか判断されるはずです。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
- それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 辻 転用目的は建売住宅5戸になります。
- 申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。雨水は南側の道路側溝に放流する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロック利用及びコンクリートブロック積擁壁を新設される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
- 10 番 樋口委員 別にございません。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。
- 18 番 河野委員 申請地の隣が大型酪農をされていますが、臭いなどの影響は大丈夫でしょうか。後から来た住人がどうかしてくれと言われるパターンが増えてきています。
- 議長 柳 法的に何かしらの規制はできないのでしょうか。昔だと日照権も問題になりましたよね。
- 4 番 手嶋委員 臭いがあるからと規制するような法律はないはずですが。宅建業者が重要事項として説明するかどうかになってしまうと思います。
- 事務局 佐々木 事務局でも牧場の隣ということで大丈夫なのだろうかという心配はしております。町の開発審査にかかっていますので、建設課との開発協議の際に申し送りをしていきます。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
- それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は通路になります。
申請地は10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は自然浸透です。13年程前から現状の砂利敷きと水路への橋の設置がなされているそうです。始末書付きとなっており、経緯としては北側の道路が幅1.7m程しかなく、そこにコンクリートブロックが設置されたことで更に狭くなり、頻繁に自動車やコンクリートブロックを傷つけるようになって度々修理するようになり、父親が今の通路を造成したそうです。父母が亡くなり、相続しようとしたところ養子縁組などしてなかったために相続人が70人程おり、相続にも非常に時間を要し、今日まで転用申請が遅れてしまったということです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

12番 秋吉委員 ありません。

議長 柳 70人も相続人がいたら法律上の手続きが大変で相当の時間がかかると思います。私も同じように相続人が何十人もいる相続登記をお願いしておりますが1年以上かかるということでもだまだ終わりそうにありません。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田4筆5,045㎡の売買で110万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

2番 長野委員 兄妹間で色々ありましたが無問題ないと思われます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆98㎡の売買で1万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

2番 長野委員 こちらも色々ありました。所有者は隣の人に買っていただきたいとのことでしたが、面積も狭く機械が使えないということではないと言われました。新たな買い手を探したところ耕作はできないが直売所として使っても良いならということでもなんとか見つかったところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑3筆1, 796㎡の売買で180万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 申請者の住宅の近くの農地で特に問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田5筆4, 001㎡、畑1筆294㎡の売買で2,204,775円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 野口 農地中間管理事業による11月1日から利用開始の先月審議追加分になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については先月内容が不明な点が多いということで再確認したものになります。大刀洗町内全域で50坪~100坪の借入できる畑を探して欲しいとのこと。元々朝倉市で100坪程の農地を借りて家庭菜園されていたそうですが、そこが来年から使えなくなってしまうということで同規模の農地で家庭菜園をしたいとの内容です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は住所近くということで中村委員と廣瀬委員と井口委員の3名をお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については①1, 003㎡の畑②252㎡の畑③1, 035㎡の畑④2, 69㎡の畑⑤31㎡の畑の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は私と黒岩委員と棚町委員の3名をお願いします。続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については①1, 332㎡の田②1, 515㎡の田③381㎡の畑の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は白石委員と中村委員と井口委員の3名にお願いします。続きまして、議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明>
産業課農政商工係田中が内容説明。以下、質疑応答。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

17番 今村委員 これは町のホームページとかに掲載されているのでしょうか。確認しようと思って探してみましたが見つかりませんでした。

産業課 田中 ホームページには掲載されていないかと思われま。

17番 今村委員 農業者でこのような構想があることを知っている人がそもそもいるのでしょうか。初めて見ましたが、文章が全て命令口調になっているためあまり良い気がしませんでした。ですます調などもっと柔らかい表現に全部書き直していただけないか。

産業課 田中 県からの指導によりこのような書き方になっています。直しても問題ないかは確認してみます。

議長 柳 農業経営の指標例の中で麦の中に「ほうしゅん」と書かれていますが、三井郡はもう作らなくなるはずで。「はるさやか」になるのではないですか。

産業課 田中 いつ時点で変わるのかが分からないため確認しておきます。

17番 今村委員 この構想は何年おきに見直されるのですか。

産業課 田中 5年ごとの見直しとなっています。

17番 今村委員 5年もあると銘柄などは変わったりするため書かない方が良いのではないのでしょうか。

産業課 田中 銘柄によって普及センターなどが決めている基準面積もあったりするので、書いておく必要があると思われま。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。指摘があった箇所の修正などは事務局に一任し、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第8号の説明をお願いします。

<事務局 議案第8号 大刀洗町農業委員会会議規則の改正について説明>

事務局 野口 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条項ズレが生じていたものの修正及び行政手続きの押印見直しによる押印廃止のため、本規則を改正するものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。規則の改正について賛成と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考結果について説明>

事務局 辻 農業委員は定数11名を超えての11名の推薦及び1名の応募となりました。大刀洗町農業委員候補者評価委員会での評価を基に、町長に意見を報告し、11名の推薦を受けた者が現在町議に諮られているところです。農地利用最適化推進委員は定数8名の同数の8名の推薦となっています。審査にあたっての留意事項についてはクリアしているものと事務局は判断しています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

ないようですので、これで全ての議事の審議を終わります。